

## 第154号議案

### 令和4年度群馬県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度群馬県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	32,035,727千円	408,000千円	32,443,727千円
第2項 医業外収益	6,143,773千円	408,000千円	6,551,773千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	33,425,107千円	514,270千円	33,939,377千円
第1項 医業費用	32,619,815千円	514,270千円	33,134,085千円

（企業債）

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

#### 1 追 加

起債の目的	限度額（千円）	起債の方法	利率	償還の方法
小児医療センター 売店移設工事	26,000	普通貸借又は証券発行 （証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。）	年9.0% 以 内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

#### 2 変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額（千円）	限度額（千円）
小児医療センター 中央監視設備更新工事	57,000	55,000

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
医療器械等購入	1,599,000	1,575,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	14,107,481千円	106,270千円	14,213,751千円
(たな卸資産購入限度額)			

第5条 予算第10条中「10,246,277千円」を「10,253,277千円」に改める。

令和4年11月24日提出

群馬県知事 山本 一太